

運営規定

訪問看護ステーション 在宅ホスピス イル・ケア 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社イルエールが設置する訪問看護ステーション 在宅ホスピス イル・ケア(以下「事業所」という)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」と言う)の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、医療的な処置の必要な利用者、または要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が医療的な処置が必要な場合や要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅に置いて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保険医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
6. 全各項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉等施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅に置いて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
5. 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへの情報の提供を行うものとする。
6. 前各項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉等施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託はおこなわないものとする。ただし、災害等の発生により、事業所の看護師等が動けない場合に限っては、三田市訪問看護の会における支援体制の中で支援を継続する。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称:訪問看護ステーション 在宅ホスピス イル・ケア
- (2)所在地:三田市弥生が丘1丁目1番地2 サンフラワービル1階105

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 看護師 1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2)看護職員 4名

看護師 4名(常勤2名、非常勤2名)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2)営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3)サービス提供時間 24時間・365日とする。
- (4)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げ事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

(2)訪問看護計画に基づく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)

(3)訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2. 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3. 事情に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1)事業所から片道15キロメートル未満 200円

(2)事業所から片道15キロメートル以上 250円

(3)高速道路代は実費請求

4. 全各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5. 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

6. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)にかかる利用料の支払を受けたときは、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、三田市全域、神戸市北区、西宮市北部、宝塚市大原野、丹波篠山市今田町、三木市とする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第13条 事業所は、自己の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
2. 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に二より事故が発生した場合は、速やかに件、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 4. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたはまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険連合会方指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護・秘密の保持)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護の医関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密意を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員で亡くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・客体等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者は所長とする。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- (3) 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画)を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利

擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(5)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による逆問いを受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(研修による計画的な人材育成)

第17条 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2. 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第18条 事業所は、その提供する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の質の評価を行い、常にその改善を図らねばならない。

2. 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第19条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(個別計画の提出)

第20条 居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者から訪問看護(介護予防訪問看護)計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護(介護予防訪問看護)計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年3回

2. 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。

(1)サービス開始時における主治医による指示の文書については、そのサービスを提供した日

(2)訪問看護計画書については、計画の完了の日

(3)訪問看護報告書については、そのサービスを提供した日

(4)提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日

(5)利用者の関する市町村への通知に係る記録については、通知の日

(6)苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日

(7)事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録については、そのサービスを提供した日

3. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社イルエールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年3月1日修正。